

みなさんを守るために

SNSの危険性について知ろう！

大阪府教育庁

個人情報（自分や友達の写真も）を載せない、送らない！

個人情報はトラブルの原因にもなります。一度送信したらネット上から完全に消せません。

- よく知らない人に自分や友達の連絡先を教えると、悪用されることもあります。
- どのような相手であっても他人に見られて困るような画像は送らないようにしましょう。
- 位置情報・背景などであなたの居場所が分かると危険なこともあります。
- はだを露出しすぎた写真は、悪用されたり児童ポルノ禁止法などの罪に問われたりする場合もあります。

SNSなどネット上で知り合った人と直接会わない！

ネット上では、悪い大人がみなさんに近づこうとしていることがあります。

- SNSなどネット上で知り合った人とのトラブルが増えています。同じ趣味で話が合う、自分の話を聞いてくれるからといって一人でその人と直接会うのは、やめましょう。
- ネット上では、別人になりますこともできます。信用しすぎは危険です。

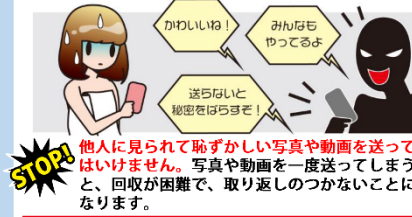
もしも不安や心配なことがあったら、相談してね！

- 知らない人からの SNS のメッセージや連絡、道で名前呼び止められた、ネット上で知り合った人に遊びに誘われた、ネットに関係なく嫌なことや不安なことがあるなど。
- そのままにしないで、保護者・先生など身近にいる大人や右の相談先に必ず相談してください。必ず守ります！

（「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ（2017年度版）」文部科学省 をもとに作成）

CASE1 自撮り被害に注意

女子小学生（9歳）は、SNSで知り合った男と親しくなっていくうちに「服を着替えられる？」等と言葉巧みに誘導され、スマートフォンの無料通信アプリで自分の裸の写真や動画を送信させられた。



STOP! 他人に見られて恥ずかしい写真や動画を送ってはいけません。写真や動画を一度送ってしまうと、回収が困難で、取り返しのつかないことになります。

児童ポルノ製造被害

CASE2 悩み相談から…誘拐された

女子中学生（14歳）は、SNSで知り合った男に、無料通信アプリで悩みを相談していたところ、「黙めてあげる」等言葉巧みに誘い出され、加害者の自宅に連れ込まれた。



STOP! インターネットで知り合った相手と実社会で会うと深刻な被害につながる可能性があります。インターネットのやりとりだけでは、相手の本当の素性はわかりません。

未成年者誘拐被害

CASE3 男子も被害にあっている

男子小学生（11歳）は、動画投稿サイトに自身が映る動画を投稿していたところ、加害者に目を付けられ、無料通信アプリを通じて、女の子になりすました加害者に自分の裸の写真を送信させられた。

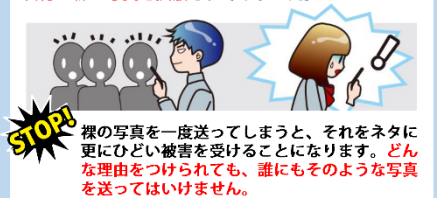


STOP! 性被害にあっているのは女子だけではなく、男子も注意が必要です。

児童ポルノ製造被害

CASE4 交際相手に裸の写真を拡散された

女子中学生（14歳）は、交際相手（15歳）に裸の写真を求められ、「送ってくれないなら別れる」等と迫り込まれて自分の裸の写真を送ってしまった。その後、交際を断ったところ逆恨みされ、インターネット上に自分の裸の写真を拡散されてしまった。



STOP! 裸の写真を一度送ってしまうと、それをネタに更にひどい被害を受けることになります。どんな理由をつけられても、誰にもそのような写真を送ってはいけません。

児童ポルノ製造・提供被害

出典：「STOPネット犯罪 知っていますか？ ネットにまつわる犯罪」警察庁

○困ったときの相談先○

- ・すこやか教育相談「すこやかホットライン」06-6607-7361（受付時間 平日9:30～17:30）
- ・子ども家庭相談室 0120-928-704（受付時間 月・火・木曜日10:00～20:00）
- ・LINE相談「すこやか相談@大阪府」（受付時間 毎週月曜日18:00～21:00 ※1月からは17:00～21:00）
- ・少年総合相談 グリーンライン 06-6944-7867（受付時間 平日 9:00～17:45）